

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事件の概要

令和2年7月、区立小学校教諭が、夏休み直前号と題して校内配付用に作成した学年だよりを、学校ホームページ上にも掲載していたところ、令和4年11月、相手方から、同文書中に使用されたイラスト画像が著作物の無断使用に当たるとして、損害賠償請求がなされた。

2 和解の相手方

区外在住 男性

3 専決処分年月日

令和5年2月10日

4 和解金額

金121,000円

5 和解の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する合意書を、令和5年2月27日に取り交わした。

6 支払い

和解に要する解決金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン(株)から、令和5年3月8日に支払われた。